

総務環境委員会資料

土壤及び地下水の汚染に関する
規制のあり方について

令和元年12月23日

環 境 局

目 次

1	背景及び経緯	1
2	法及び条例の概要	2
3	土壤及び地下水汚染の状況	3
4	部会における主な審議内容	4
5	今後の規制についての本市の考え方	5
6	今後のスケジュール（予定）	6

1 背景及び経緯

(1) 背景

- ・本市は、土壤汚染対策法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）に基づき、土壤及び地下水の汚染対策を推進している。
- ・平成29年に法改正が行われ、その結果、法と条例が求めている対応に差が生じ、また、条例独自の制度においても、新たな課題が顕在化している。
- ・本年1月、「土壤及び地下水の汚染に関する規制のあり方について」として市環境審議会に諮問し、今般、土壤及び地下水汚染規制部会（部会）から中間とりまとめが報告された。

(2) 経緯

時 期	国	名古屋市
平成11年		土壤汚染対策指導要綱の制定
14年	土壤汚染対策法の制定	
15年		環境保全条例の制定
21年	土壤汚染対策法の改正	
24年		環境保全条例の改正
29年	土壤汚染対策法の改正	
31年 (令和元年)	全面施行	環境審議会へ諮問 部会から中間とりまとめの報告

2 法及び条例の概要

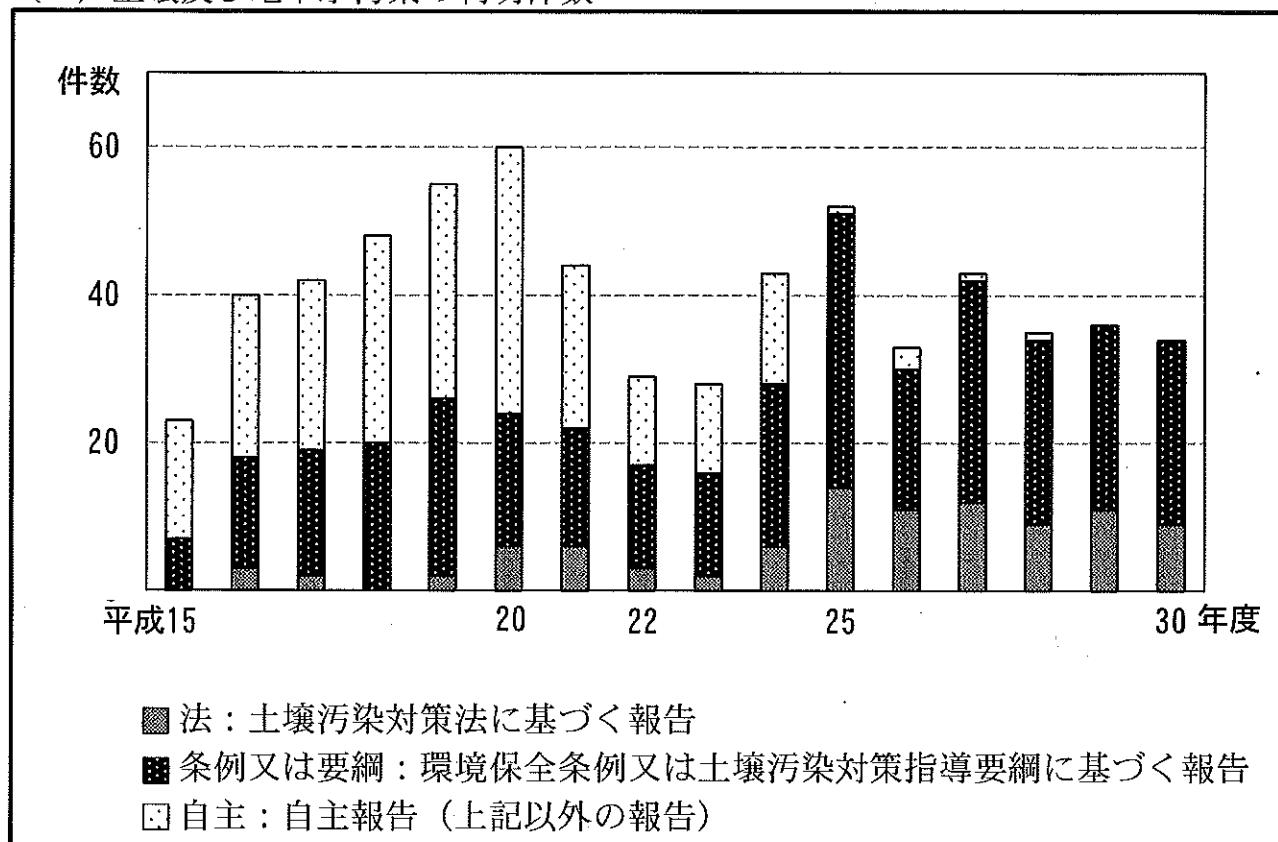
区分	土壌汚染対策法	環境保全条例
目的	国民の健康の保護	市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境の保全
調査契機	(1) 有害物質使用特定施設の廃止 (調査猶予中の事業場で900 m ² 以上の土地の形質の変更) (2) 3,000 m ² 以上の土地の形質の変更 (有害物質使用特定施設が設置されている土地では900 m ² 以上) (3) 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると市長が認めるとき	(1) <u>特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が汚染されているおそれがあると市長が認めるとき</u> (2) <u>特定有害物質等取扱工場等の敷地において500 m²以上3,000 m²未満の土地の形質の変更</u>
自主調査	区域の指定の申請ができる	<u>報告しなければならない</u>
区域指定	措置必要	
	健康被害のおそれあり ⇒要措置区域	健康被害のおそれあり ⇒措置管理区域 生活環境被害のおそれあり ⇒拡散防止管理区域
	措置不要	
	健康被害のおそれなし ⇒形質変更時要届出区域	健康被害及び生活環境被害のおそれなし ⇒形質変更時届出管理区域
汚染土壤の搬出	区域外への搬出の事前届出の義務	
	汚染土壤処理業者への処理委託の義務	
	一定要件を満たした場合の区域間の移動	—

(注1) 下線部は、法の規定にはない市独自の考えによる規制

(注2) 自主調査とは、法、条例又は要綱によらず土地所有者等の判断で行う調査

3 土壤及び地下水汚染の状況

(1) 土壤及び地下水汚染の判明件数



(注) 平成25年度以降の自主報告は、条例の報告対象外となる平成25年度より前に行われた自主調査の報告である。

(2) 土壤汚染の区域指定及び区域指定解除の件数

土壤汚染対策法		環境保全条例	
区域種別	指定件数 (内、解除件数)	区域種別	指定件数 (内、解除件数)
要措置区域	16 (12)	措置管理区域	22 (15)
		拡散防止管理区域	11 (5)
形質変更時要届出区域	121 (51)	形質変更時届出管理区域	115 (66)
合 計	137 (63)	合 計	148 (86)

(注1) 平成31年3月末現在の実績である。

(注2) 法に基づく区域指定は平成15年度に、条例に基づく区域指定は平成25年度に開始された。

4 部会における主な審議内容

(1) 法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方

事 項	現 状		見直しの方向性
土 壤 汚 染 に 関 す る 調 査	法	土地の形質の変更時の調査では、調査対象深度の限定を認める。	汚染を見逃す懸念があるため、深度限定は特定の場合にすべき。
	条例	調査対象深度の限定を認めていない。	
区 域 指 定	法	汚染除去等計画書の作成及び提出を義務付ける。	市の指導により、自主的に計画書が提出されているため、条例で新たに義務規定を設ける必要はないが、指導の根拠は定めるべき。
	条例	規定なし	
汚 染 土 壤 の 搬 出	法	自然又は埋立て土砂由来の汚染土壤の区域間の移動を認める。	汚染土壤を有効活用できるよう認めるべき。ただし、汚染土壤の移動履歴は適切に管理すべき。
	条例	区域間の移動を認めていない。	

(2) 自主調査への対応

事 項	現 状	見直しの方向性
指 針 外 調 査 の 取 扱 い	自主調査には、本市の指針で定める方法以外で行われた調査（指針外調査）があり、汚染状況が的確に把握できていない場合がある。	健康被害又は生活環境被害のおそれがある場合は、詳細な調査を求めるができるようにすべき。
汚 染 土 壤 を 直 ち に 掘 削 除 去 す る 事 案	区域の指定前に汚染土壤の掘削除去工事を行い、除去が完了している場合がある。	区域指定制度によらない新たなしくみで汚染土壤の情報管理を行ってもよい。

(注) 指針とは、土壤汚染等対策指針のことであり、調査及び措置の具体的な実施方法について定めたものである。

5 今後の規制についての本市の考え方

(1) 法改正に関する事項

事 項	法 改 正 の 方 向	本市の考え方
土壤汚染に関する調査	規制緩和	特定の場合に深度限定を認める規制緩和については、指針の見直しを検討していく。
区域指定	規制強化	自主的な計画書の提出に係る指導の根拠については、指針に規定するよう検討していく。
汚染土壤の搬出	規制緩和	自然又は埋立て土砂由来の汚染土壤の区域間の移動に係る規制緩和については、条例の見直しを検討していく。

(2) 自主調査に関する事項

事 項	本市の考え方
指針外調査の取扱い	健康被害又は生活環境被害のおそれがある場合の詳細な調査については、規制のあり方を検討していく。
汚染土壤を直ちに掘削除去する事案	区域指定制度によらない新たなしきみによる汚染土壤の情報管理については、条例の見直しを検討していく。

6 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和2年1～2月	部会によるパブリックコメントの実施
4月	部会の開催（部会報告のとりまとめ）
5月	環境審議会の開催（部会報告、答申）